中小企業信用保険法第2条第5項第2号(イ)-①

認定のご案内【事業活動の制限(直接取引)】

千代田区では、申請者が中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている事業者により影響を受けた中小企業者で、下記の条件に該当する場合の認定を行っています。

この認定を受けることにより、信用保証協会の保証枠が原則として広がります。

<認定基準>

次の、3つの条件に該当する中小企業者

- 1. 区内の中小企業者であること。
 - 申請者が法人の場合・・・区内に本店登記がある方
 - 申請者が個人の場合・・・区内に主たる事業所がある方
- 2. 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行っており、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であること。
- 3. 当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間(申請月の前月又は前々月)の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
 - ※ 「売上高等」とは、売上高以外に建設業における完成工事高・受注残高を含みます。また「その後2か 月間」については実績が出ていれば実績でも申請できます。
- 詳しくは、中小企業庁ホームページ>金融サポート>セーフティネット保証制度をご覧ください。 URL=http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu net 2gou.htm

申請に必要な書類

- 1. 認定申請書・認定書(各1枚)
- 2. 最近 1ヶ月間(申請月の前月又は前々月)の試算表及び前年同月の試算表等
- 3. 上記の月の翌月及び翌々月の見込み売上高計算書(様式は自由。見込み売上高とその算出根拠を明記すること)及び前年同期の試算表等
- 4. 認定申請書に記載した、一定期間内の全取引額(売上・仕入金額)及び事業活動の制限 を行っている事業者との同期間内の取引額の根拠となる資料(伝票・帳簿等)
- 5. 確定申告書の写し(税務署受付印及び事業所所在地が明記されたページのみ) *電子申告の方は、メール詳細など申告が確認できるものを添付してください。
- 6. 法人事業者:商業登記簿謄本1通(3ヶ月以内に発行されたもの)

個人事業者:確定申告を千代田区で行っていない場合のみ、特別区民税·都民税 (事務所・事業所分)納税証明書1通

- 7. 許認可が必要な業種の場合 許認可証の写し
- ※提出した書類は返却できませんので、コピーしたものをお持ち下さい。

※留意事項

- ①認定書の有効期限は、認定書が発行されてから 3 〇 日 です。
- ②認定を受けた後、本認定の有効期間内に信用保証協会に対して、保証の申込を行う ことが必要です。
- ③融資に際しては、本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査 があります。

申込み・問い合わせ先

千代田区役所 商工観光課 経営相談·融資担当 Tm 03-5211-4344

【記入上の注意】

この申請書は、**事業活動の制限を行っている指定事業者と「直接取引」を行っている** 場合に使用してください。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書(イ)-①

			令	和年	月	日
千代田区長殿	申請:	実印(代表者印)				
	経済産業大臣が 制限の内容に応 部生産停止」等	じ、「店舗の)		印	
私は、	が、を	F 月	且から			e
行っていることにより、下記の)とおり同事業者	との直接取	ス引につい	て売上高等	等の減少:	が生
じているため、経営の安定に支	こ障が生じており	ますので、	中小企業位	信用保険	去第2条	第 5
項第2号イの規定に基づき認定	されるようお願	いします。				
	記	/]	>数点以下5	刀捨て		
1	対する取引依存度		_	1	% (A/I	3)_
A 年 月 日から_	年 月 日	_までの		に対	する取引	
B 上記期間中の全取引額等						<u>円</u> 円
2 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高	等	/]	>数点以下5	川捨て		
<u>D - C</u> D	× 1 0 0	:	減少率	3	%(実績	責)
C:事業活動の制限を受 D:Cの期間に対応する			<u> </u>			<u>円</u> 円
(ロ) (イ) の期間 を含めた見る 実績が出 [*] <u>(D+F) </u> すること [®]	ていれば記入	高 小数点	以下切捨て	% ((実績見込	<u>、み)</u>
E:Cの期間後2か月間	の見込み売上高	等				円_
F:Eの期間に対応す	る前年の2か月間	間の売上高等	等 			円

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書(イ)-①

					令和	年	月	日	
千代田区長殿	由 ≇ =	长分示							
		当住所 エバ							
	名 称 代表							印	
	連絡先	E氏名 電 話			()			
	,	-E 111				,			
私は、が、		年	月	且から				<u>_</u> を	
行っていることにより、下記のとお	り同事	業者との	直接取	引につ	いて売	· 三上高等	の減少	が生	
じているため、経営の安定に支障が	生じては	おります	ので、	中小企	業信用	目保 険 法	第2条	第 5	
項第2号イの規定に基づき認定され	るようお	顔いし	ます。						
		記							
1に対する	取引依存	度			% (A/B)				
A <u>年 月 日</u> から <u>年</u>	日	日まで	σ			lz 첫님	一ス版己	ケ	
A <u>+ A H</u> #9 +		<u>н</u> ь С	<u></u>			(⊂ ^;] 9	2 4X J	<u>円</u>	
B 上記期間中の全取引額等								円_	
2 売上高等 (イ)最近1か月間の売上高等									
$\frac{D-C}{D}$ ×	100		<u>ù</u>	减 少	率		% (実績	漬)	
C:事業活動の制限を受けたる	後最近1カ	1月間のラ	売上高等	<u></u>				円	
D:Cの期間に対応する前年	1 ヶ月	間の売业	高等					円	
(ロ)(イ)の期間を含めた最近3か	月間の売	三上高等							
$\frac{(D+F) - (C+E)}{D+F}$	× 1 0 0		減少	〉率		%(复	₹績 見 ì	<u>込み)</u>	
E:Cの期間後2か月間の見ま F:Eの期間に対応する前年			 毛上高等	<u>——</u> 学 <u>——</u>				<u>円</u>	
					令和	年	月	日	
認 定 番 号 第 号	 -				la de	1	/1	H	
上記のとおり申請がありましたの	で、認定	こしてよ	ろしい	かお伺	いいた	します。			
本認定書の有効期間:令和 年	月	日から	令和	年	月	日まで			
				商工観光	光課長 i	商工融資係長	商工融資係	員	
					I			I	

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定書(イ)-①

令和 年 月 日

千代	田区長屬	L Ç									
			申	請者住所							
				称 及 び 表者氏名						卸	
		より、下記の									
		営の安定に支				甲小鱼	注業信用	保険法員	第 2 条]	第 5	
垻第2	号イの規定(こ基づき認定	されるよう	つお願い	します。						
				記							
1		に 対	対する取引値	衣存度			% (A/B)				
Α	年 月	<u> </u>	年 月	<u></u> 日ま	での			に対す	る取引	額等	
В	上記期間中の	全取引額等									
2 売」 (イ)		間の売上高質	等								
	<u>D</u> —	C	× 1 0 0)		減 少	率		% (実績	責)	
		動の制限を受 間に対応する				_				<u>円</u>	
(口)	(イ) の期間	間を含めた最適	丘3か月間の	の売上高等	至						
		- (C+E)	_ ×10	0	<u>減 /</u>	少率		%(実	績見辺	(み)	
		間後2か月間 間に対応する			売上高	···· 等 ·····				円円	
認	. 定 番 号	第	号				令和	年	月	日	
申	請のとおり、	相違ないこと	を認定しま	:す。							
	認定書の有刻			月 日才	から令和	年	月	日まで	5		
				=	丘 仔	ш	∀	E.			